

一般競争入札説明書

沖縄県立離島児童生徒支援センターで使用する都市ガス供給業務一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和7年9月26日

2 入札に付する事項

- (1) 件名： 沖縄県立離島児童生徒支援センター都市ガス供給業務
- (2) 業務内容： 沖縄県立離島児童生徒支援センターで使用する都市ガス供給業務
- (3) 契約期間： 令和7年11月検針終了後から令和9年10月検針日まで
- (4) 供給場所： 沖縄県立離島児童生徒支援センター 那覇市東町21番1

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定（昭和47年7月20日沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿の燃料類で登録を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していないこと。
- (3) 一般入札参加資格確認申請書の提出期限から本業務の落札決定日までの期間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (5) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等を有すること。
営業に関し法律上資格などを必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (6) 次の各号に該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (7) 沖縄県税の滞納がないこと。
- (8) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。
- (9) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づき、ガス小売業者として登録を受けている者であること。
- (10) 入札日の前日までに適正なガス共有条件等を定めていること。
- (11) 事故発生時、緊急対応の体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができること。
- (12) 入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者

4 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限 令和7年10月7日（火）午後5時まで
・持参または郵送により提出
- (2) 提出場所 沖縄県立離島児童生徒支援センター
〒900-0034 那覇市東町21番1 電話番号 098-866-2733
- (3) 確認結果の通知
・令和7年10月10日（金）までに通知する

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：沖縄県立離島児童生徒支援センター
- (2) 日 時：令和7年10月14日（火）午前11時

6 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

(1) 納入通知書による納付の場合

令和7年10月7日（火）までに本件担当者に申し出ること。納入通知書を発行するので金融機関にて納付し、領収書の写しを令和7年10月10日（金）までに提出すること。

(2) 免除の場合

次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和7年10月7日（火）午後5時まで下記の内容を証明する書類を沖縄県立離島児童生徒支援センターに提出すること。郵送により提出する場合は提出期限当日までに必着。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行した実績を提出する場合。（第2号様式）

8 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引かせるものとする。
- (3) 開札した場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。また、入札回数は3回（再度の入札2回）までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名 称：沖縄県立離島児童生徒支援センター
- (2) 所在地：〒900-0034 那覇市東町21番1

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札後に契約を締結するものとする。